

別 冊

総務教育常任委員会資料

(平成27年2月13日)

〔 件 名 〕

- ・懲戒処分取消請求事件の判決内容等について 【人事企画課】・・・1

総 務 部



懲戒処分取消請求事件の判決内容等について

平成27年 2月13日
行財政改革局人事企画課

平成22年9月に行った県の懲戒免職処分について、これを取り消す判決（平成27年1月28日付鳥取地方裁判所）が示されたことを受け、その対応を検討した結果、県は控訴しないこととし、判決が確定したことを報告します。

1 訴訟の概要

- (1) 原告 元商工労働部産業振興総室 副主幹（役職等は処分時のもの。）
(2) 判決内容 鳥取県知事が原告に対し、平成22年9月2日付けでした懲戒免職処分を取り消す。

<参考>県が行った懲戒免職処分の概要

非違行為の内容	・平成22年2月及び同年6月の2回、私事で飲酒后、帰宅のためタクシーを利用した際、公用のタクシーチケットを私的に使用してタクシー料金（計9,590円）を不正に支払った。 ・私的使用を隠ぺいするため、タクシーチケットの乗車区間の虚偽記載等を行った。
処分内容	懲戒免職（平成22年9月2日付）

(3) 判決の概要

- ア 公金公物の「横領」に相当することなど、主要な非違行為の事実関係は、県の主張を認定。
イ 県の懲戒免職処分は重きに失する。（理由：「横領」事案の中では、責任は比較的軽い等。）
→ 裁量権の逸脱・濫用した違法な処分。
※ 処分の量定判断（評価）において、県と裁判所とで判断が異なったもの。（県の主張が認められず。）

2 判決後の県の対応

(1) 判決を受けた対応

控訴しない（以下の理由のとおり。）

理由	・裁判所は、県が主張した主要な事実関係を認定。（量定判断が分かれるのみ。） ・量定判断のみを争点にこれ以上裁判を長期化させることは、不安定な身分に置かれた職員の権利保護の観点から不适当。 ・量定に関する労働法制全般を踏まえた裁判所の判断も尊重する必要があると考えられる。
----	---

(2) 新たな処分の実施

判決確定により、県が行った懲戒免職処分が処分当時に遡って消滅することから、改めて処分内容を検討し、処分を実施。

(3) 「懲戒処分等の指針」の改正

今回の判決の視点を踏まえ、「懲戒処分等の指針」の改正を検討。

【参考】

日付	内容
平成22年 9月 2日	懲戒免職処分、退職手当不支給
平成22年10月29日	人事委員会に対して不服申立
平成24年 3月29日	人事委員会の判定（懲戒免職処分の承認）
平成24年 9月14日	鳥取地方裁判所に懲戒免職取消訴訟の提起
平成24年10月31日 ～平成26年10月22日	合計13回の口頭弁論を実施
平成27年 1月28日	判決（県敗訴）
平成27年 2月12日	控訴期限
平成27年 2月13日	判決確定

